

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（原子炉注水系、非常用水源及び格納容器内の不活性雰囲気の維持機能に係る運転上の制限見直し）に係る面談
2. 日時：令和2年12月3日（木）13時10分～14時25分
3. 場所：原子力規制庁18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
宇野課長補佐、横山係長、高木技術参与  
東京電力ホールディングス株式会社（TV会議システムによる出席）  
福島第一廃炉推進カンパニー 廃炉安全・品質室  
安全・リスク管理グループ 担当3名
5. 要旨

東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年8月11日付けで受理した実施計画の変更認可申請(原子炉注水系、非常用水源及び格納容器内の不活性雰囲気の維持機能に係る運転上の制限見直し)について、11月5日に実施した面談における原子力規制庁側からの質問の一部に対する説明があった。

- 原子炉注水系について
  - ・運転上の制限について、緊急時の対応手順を煩雑にしないこと等の理由により、1～3号機で一律に設定すること。
  - ・温度解析評価の妥当性及び代表性については、これまでの実績から、評価値と実測値の差分は、既設温度計の不確かさの範囲内であること。ただし、注水停止中は評価に不確かさがあることから、適用しないこと。温度解析評価に必要な注水流量等の入力パラメータの欠測により評価ができない場合、運転上の制限からの逸脱と判断すること。
  - ・温度を解析評価値とする場合、実施計画III第1編第81条に従い記録するが、点検、故障又は消耗品の取替えにより記録不能な期間を除くこと。
  - ・原子炉注水停止試験の実績から、温度上昇率が最も大きい2号機では、水温が80℃まで上昇するまで約10日と評価していること。
  - ・24時間の停止を許容する期間に、ポンプの切替え、系統の切替え、水源の切替え等の復旧対応が可能なこと。
  - ・注水量増加幅に対する運転上の制限については、再臨界のリスクを極力抑制するため設定しているが、今後も、試験や調査等で得られる知見を基に設定の必要性について継続検討していくこと。
- 格納容器内の不活性雰囲気維持機能
  - ・水素濃度は、PCVガス管理設備側の熱伝導度式検出器により監視している。運転上の制限である2.5%を超えた場合、水素爆発のおそれがある4%に達するまでの間に、窒素封入装置の切替え、損傷したホースの交換等の復旧対応が可能な時間的余裕があること。
  - ・水素濃度測定値は、万一空気雰囲気での測定となった場合でも、実際の水素濃度に対して、プラス側に最大0.4%の誤差を生じるもので、保守的な値を示すこと。
  - ・窒素供給装置については、格納容器内の不活性雰囲気維持の観点での重要性は低下しているものの、窒素封入は格納容器の圧力管理や格納容器内のガスを抽気でき、PCVガス管理設備側での水素濃度測定を適切に行うた

めに、運転を継続すること。

原子力規制庁側は、上記説明を確認した。

6．その他

資料：至近のプラント状況や試験結果を踏まえた実施計画 第1編第18条，第19条，第25条の変更について